

居宅介護支援事業所 プラチナ・ヴィラ小平
居宅介護支援 重要事項説明書
 < 2022年6月1日現在 >

居宅介護支援事業所プラチナ・ヴィラ小平は、利用者に対して居宅介護支援（ケアマネジメント）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者の概要

名 称	医療法人徳寿会			
所 在 地	徳島県吉野川市鴨島町内原432番地			
代 表 者 名	理事長 浅野 登			
電 話 番 号 等	電話 0883-24-6565 FAX 0883-24-6572			
法人設立年月日	1984年10月1日			
法人が運営する施設及び事業	病 院	1ヶ所	通所リハビリテーション	5ヶ所
	介護療養型医療施設	1ヶ所	訪問看護ステーション	2ヶ所
	介護老人保健施設	5ヶ所	訪問リハビリテーション	2ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	2ヶ所	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	1ヶ所
	居宅介護支援事業所	2ヶ所		

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人徳寿会が開設する居宅介護支援事業所プラチナ・ヴィラ小平（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営方針	事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
	事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
	事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
	事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

3 事業所の概要

名 称	居宅介護支援事業所 プラチナ・ヴィラ小平
所 在 地	東京都小平市鈴木町一丁目85番地1
電 話 番 号	042-349-3506
事 業 所 番 号	1374301982 号

4 従業者の勤務体制

職種別勤務体制は、次のとおりとする。（常勤者については4週8休制とする）

日勤： 8：30 ～ 17：30 管理者/介護支援専門員

5 職員の質の確保

従業者の資質向上のために、定期的に施設内研修を実施、施設外研修への参加の機会を確保します。

6 営業日及び営業時間

事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	8時30分～17時30分

年末年始12月30日～1月3日は休業とします。

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

7 事業の実施地域

通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

小平市、東村山市、東久留米市、小金井市、東大和市、国分寺市、三鷹市等の周辺地域

8 サービス内容

(1) 実施するサービス

- ① 居宅訪問。
- ② 居宅サービス計画の作成。
- ③ 事業者間の連絡調整。
- ④ 市町村等への連絡と調整。
- ⑤ 申請代行。
- ⑥ 介護保険施設の紹介その他便宜の供与。
- ⑦ 相談業務。

(2) 禁止行為

- ① 医療行為。
- ② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり。
- ③ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受。

9 利用料、利用者負担額（別紙利用料金表のとおり）その他の費用の請求及び支払い方法

- (1) 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料は徴収しないものとする。ただし、保険料の滞納等がある場合はこの限りではありません。
- (2) 第7条に規定する通常の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、1kmごとに20円、または公共交通機関利用の場合は実費を徴収します。

10 緊急時の対応

- (1) 事業所は、利用者が医師の医学的判断により診療が必要と認められる場合、協力医療機関または協力歯科医療機関または他の専門的医療機関での診療を依頼することがあります。
- (2) 利用者の健康状態が急変した場合等には、利用者の指定する緊急時連絡先に連絡します。

11 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には利用者の指定する緊急時連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、その損害について、事業所の故意または過失によらないときはこの限りではありません。
- (3) 利用者の故意または本契約における注意義務、もしくは事業所職員の正当な業務上の指示に違反して事業所の職員または他の利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、利用者及び契約者・保証人はその損害の賠償責任を負う場合があります。
- (4) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (5) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

12 秘密保持及び個人情報保護

- (1) 事業所とその職員は、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する個人情報については、利用者または第三者の生命・身体の危機がある場合等、正当な理由がある場合を除き契約中及び契約終了後であっても第三者に漏らしません。
- (2) 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- (3) 事業所は、書面により利用者またはその家族の同意を得た場合は市区町村、居宅介護支援事業者との連絡調整等、その同意の範囲において個人情報を利用することができるものとします。

13 介護報酬の改定等により、指定居宅介護支援の提供にあたり、2018年4月より以下の点が変更及び追加されますので説明いたします。

- (1) 居宅サービス計画作成において、利用者またはその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に際し、利用者またはその家族は、病院等の医療機関に入院する必要が生じた時は、当該病院等の医療機関に対し、介護支援専門員の氏名・連絡先等を伝えるものとします。

14 介護報酬の改定等により、指定居宅介護支援の提供にあたり、2021年4月より以下の点が変更及び追加されますので説明いたします。

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

15 相談窓口・苦情対応

提供したサービスに係る利用者または契約者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業所の設備またはサービスに関する要望、苦情等に誠実に対応します。

事業所の窓口	居宅介護支援事業所 プラチナ・ヴィラ小平 管理者 殿川 浩	所在地 電 話	東京都小平市鈴木町一丁目8番地1 042-349-3506
市区町村の窓口 (保 険 者)	小平市役所 高齢者支援課	所在地 電 話	東京都小平市小川町2-1333 042-346-9539
公的団体の窓口	東京都福祉保健局 高齢社会対策部施設支援課	所在地 電 話	東京都新宿区西新宿二丁目8番地1 03-5320-4264
	東京都国民健康保険 団体連合会 介護相談指導課	所在地 電 話	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 03-6238-0177

16 その他重要事項

事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

居宅介護支援の利用・提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を受け了承しました。

重要事項説明書の説明年月日	西暦	年	月	日
---------------	----	---	---	---

契約者	住所	〒 -
	氏名	印
利用者	住所	〒 -
	氏名	印
事業所	所在地	東京都小平市鈴木町一丁目85番地1
	事業所名	医療法人 徳寿会 居宅介護支援事業所プラチナ・ヴィラ小平
	代表者名	理事長 浅野 登
	説明者氏名	印